る。

特定

の民間再開発事業等の認定に関する規則の

部を改正する規則をここに公布す

П

道路の区域の変更

(道路整備課)

土地改良区定款変更の認可(農村整備課)

漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(農林水産政策課)

生活保護法の規定に基づく施術機関の指定 生活保護法の規定に基づく施術機関の廃止の届出

(厚政課)

公共測量の実施 (監理課)

報

○告示

特定の民間再開発事業等の認定に関する規則の一部を改正する規則

(住宅課)

○規則

目

次

毎週火・金曜日発行

令和 5 年 10月13日 (金曜日)

十三項若しくは第三十八条の四第二十二項の規定による認定(以下「特定の民間再開発

第二条の見出し中「特定の民間再開発事業又は」を削り、

「特定の民間再開発事業等」を「特定民間再開発事業」に改める。

同条中「令第二十条の二第

(別記第一号様

同条第一号中

題名及び第一条中

第二号」に改め、 認定に係る事業にあっては、土地及び建物)」を「及び建物」に改め、 業に対する同意書」を「に係るもの」に改め、 事業の認定」という。 「第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画、 「特定の民間再開発事業の認定又は」を削り、 第三条第一項中「第二十五条の四第十六項」 又は」を削り、 一、 「別記第二号様式」を「別記第一号様式」に改め、 同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画」)又は」及び「特定の民間再開発事業認定申請書 を 同条第二号中「 「の特定民間再開発事業の認定に係る事 同項第二号」を (特定民間再開発事業の 「第十二条の四第一

同条第八号中

を

削 項

号」を「第十八条の六第五項各号」に改める。 記第三号様式」を「別記第二号様式」に改め、 同条第二項中「第十八条の六第三項各 「第二十五条の四第十七項」 に、 別

第六号様式」を「別記第四号様式」に改める。 (別記第四号様式)、」を削り、 第四条中 「、特定の民間再開発事業の認定」 「別記第五号様式」 及び を 「特定の民間再開発事業認定済証 「別記第三号様式」 に、 「別記

別記第一号様式を削る

別記第二号様式の表中

| | / 都市再開発法第2条の3第 た地区 2 高度利用地区 市再生緊急整備地域 5 認 都市開発事業計画の区域 7 地区計画の区域 9 沿道地 :の3第/項第2号に掲げる地区として定められ |地区|| 3 駅浜中心市街地の区域 4 第 | 5 駅焼煙 中業計画の区域 6 駅定集約 | 7 地区計画の区域 8 防災街区整備 | 1 地区計画の区域 8 防災街区整備 を

/ 都市再開発法第2条の3第/項第2号に掲げる地区として定められた地区 2 高度利用地区 3 防災街区整備地区計画の区域 4 沿道地区計画の区域 5 認定中心市街地の区域 6 都市再生緊急整備地域 7 認定誘導事業計画の区域 8 認定集約都市開発事業計画の区域

13 改 め 同 様 式

様式とする。 「第25条の4第2項第3号1」に改め、 注5中 同様式の備考中 「第20条の2第13項第2号イからハまで又は第38条の4第22項第2号イ」 「日本工業規格」を 「日本産業規格」に改め、 同注5ただし書を削り、 同注6ただし書を削 同様式を別記第一号 を

記第二号様式とする。 別記第三号様式中 第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改め、 同様式を別

別記第四号様式を削る。

0)

山口県規則第五十八号

Ш

口県知事

村 岡

嗣

政

令和五年十月十三日

特定の民間再開発事業等の認定に関する規則の 一部を改正する規則

部を次のように改正する 特定の民間再開発事業等の認定に関する規則 (平成二十六年山口県規則第三十号) 氏施 名術 者の

名

所術

岩佐

敬介

いわさ鍼灸整骨院

 \Box

氏施 名術者の

名 施

称

所術

在

所

岩佐

敬介

いわさ鍼灸整骨院

報

第三号様式とする。 別記第五号様式の備考中「日本工無遮路」を「日本融無遮路」に改め、同様式を別記

別記第六号様式中「溡25糸の4新16嵐」を「溡25糸の4新17嵐」に改め、同様式の備

則

この規則は、公布の日から施行する。



(定期)

山口県告示第二百八十八号

法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術機関から次のとおり施術所を廃止した 旨の届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同

令和五年十月十三日

山口県知事 村 畄 嗣

地 政

廃 止 年 月

日

令和五、

山口市錦町五の一五

瓦

 \equiv

山口県告示第二百八十九号

山

扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条第一 項の規定により、 医療

令和五年十月十三日

山口県知事 村

岡 嗣

政

山口市元町二の三〇 在 所 地 指 定 年

月

日

令和五、 六

山口県告示第二百九十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八条第

五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、 域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。 次の区

令和五年十月十三日

山口県知事

村

岡

嗣

政

宇部岬区域	区
	域
のり等養殖業(のり養殖業)	区
	分

山口県告示第二百九十一号

改良区の定款の変更を次のとおり認可した。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、 土地

令和五年十月十三日

田布施土地改良区 土地改良区の名称

> 認 可 年

月

日

山口県知事

村

岡

嗣

政

令和五、 几

山口県告示第二百九十二号

路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

その関係図面は、令和五年十月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課におい

て一般の縦覧に供する。

令和五年十月十三日

山口県知事

村

岡

嗣

政

道路の種類 線 名 県道 徳山光線

道路の区域

·	
X	
間	
旧新別	
(メートル)敷地の幅員	
(メートル) 長	
備	
考	

公共測量(道路台帳図データ作成)

作業の種類

口

山

作業の期間

令和五年九月十四日から令和六年二月二十九日まで

令和五年十月十三日

た。

地先まで 問南市 同大字字宮の前二六四四の二 見南市 同大字字宮の前二六四四の二 旧 新 最最 広狭 最最 広狭 二一 四一 三〇 一 六四 · 九五 三六五・一 三六〇・九

第一項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありまし (一九四) 公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

山口県知事 村 岡 嗣

政

四丁目、久米中央五丁目、桜木二丁目、桜木三丁目、大字久米、大字下上、大字上 作業の地域 周南市川崎三丁目、久米中央一丁目、久米中央二丁目、久米中央三丁目、久米中央 大字徳山、大字戸田及び大字夜市

令和五年十月十三日発行令和五年十月十三日印刷

発発 行行 人所

山口県知事庁